

交通事故の損害賠償(慰謝料編 前編+後編)(テキスト版)

※動画より一部省略等していることがありますので、詳細は動画をご覧ください。

皆さんこんにちは。弁護士の山上祥吾です。

今回は、交通事故の被害に遭ってしまった場合の損害賠償のうち、慰謝料についてお話を致します。

慰謝料というのは、精神的苦痛を受けたことについて、お金を払ってもらう、というものです。

そして、交通事故の場合には、慰謝料として、2つのものがあります。

1つは、入通院慰謝料、もう1つは、後遺障害慰謝料です。

入通院慰謝料(前編)

入通院慰謝料というのは、入院や通院をしないとイケないのは非常に辛いことですので、それに対する慰謝料となります。

そのため、入院期間と通院期間に応じて、それらが長くなると、金額が大きくなるようになっています。

裁判所が使っている基準は、「民事交通事故訴訟 損害賠償額算定基準」(日弁連交通事故センター東京支部編)という本、いわゆる「赤い本」と言われている本に書かれていて、2つの表になっています。

横軸が入院期間 縦軸が通院期間で、1つは原則の表、もう1つはむち打ちで画像に写るような症状がないような場合の表となっています。

例えば、1ヶ月入院して、6ヶ月通院したという場合には、原則の表では、149万円となっています。

また、むちうち症で画像に写るような症状がない場合には、もう1つの表を使い、入院しないで6ヶ月通院した場合には89万円となっています。

ここで注意しないとイケないことが2点あります。

1つは、通院の期間が長くても、実際の通院の日数が少ないと、表のとおり慰謝料にならず、減らされてしまう可能性があります。

ですので、痛いけど、我慢して病院いかないということになると、この慰謝料が減ってしまう可能性がありますので、できたら、お医者さんが来ていいよという限りは行っておいた方が金額は多くなる可能性があります。

もう1点は、ここでも、裁判所の基準と保険会社の基準が違っていて、裁判所の基準の方が大きい可能性が高いですので、裁判所の基準となる金額を弁護士に確認しておいた方がよいと思います。

後遺障害慰謝料(後編)

もう1つの慰謝料は後遺障害慰謝料です。

事故の後、後遺障害が残った場合、後遺障害の等級の認定を受けるのですが、その等級によって、慰謝料の金額が決まっています。

後遺障害等級は1級から14級あって、1級が重く、14級が軽いのですが、裁判所の基準では、1級だと慰謝料は2800万円、12級だと290万円、14級だと110万円とされています。

この後遺障害等級の認定を受けるためには、メインの資料になるのはお医者さんに作成してもらう後遺障害診断書なのですが、ここにはできるだけ詳しく、全部の症状を書いてもらうことが望ましいと思います。

この後遺障害の認定についても、弁護士に相談していただければ、色々アドバイスできることがあるかと思えます。

なお、ここでも、保険会社の基準より、裁判所の基準の方が大きい可能性が高いですので、裁判所の基準となる

金額を弁護士に確認した方がよいと思います。